ANNUAL BULLETIN OF RESEARCH INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCES
No. 54, 113-135, 2024

〈個人研究〉
「犬飼育者の適正飼養への意識向上の動機づけの方法に関する研究」

災害時の犬や猫との同行避難の円滑化に向けて
―犬と猫の適正飼養の促進

壽　崎　かすみ*

1．はじめに

1.1　研究の背景と目的

東日本大震災は災害時の家庭で飼育されるペットへの対応をめぐる問題をあらためて顕在化した。東日本大震災ではペットにも大きな被害があったが、特に福島の原発危険区域からの避難時に残された犬や猫への対応は課題となった。このような事態を踏まえ、環境省は『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』を出し、「同行避難」（環境省，2013）を打ち出した。

しかし2016年の熊本地震でも指定避難所での同行避難者受入れに関して混乱があったこと（環境省，2018a）などから、2018年にガイドラインを改訂した（環境省，2018b)。しかし2018年の西日本豪雨災害など後に続く災害時にもペットの受入れについては混乱が起きた。2021年に『人とペットの災害対策ガイドライン　災害への備えチェックリスト』（環境省，2021）を全国の自治体に配布した。

近年、避難所での同行避難者受入れに取組む自治体は少しずつ増えている（総社市，2020）（熊野町，2021）（熊本市，2022)。熊本地震の際に設置された犬猫預かりのシェルターは現在、一般社団法人九州動物福祉協会が管理し「九州災害時動物救援センター」として災害時には犬猫の預かりを行う（一般社団法人九州動物福祉協会，2023)。災害時のペット、ペット飼育者への支援体制は被災を経験した自治体等から少しずつ整備されているが、課題は多い。

2024年１月１日に発災した能登半島地震でもペットの犬や猫への対応が円滑に行われているとは言い難い（読売新聞，2024）（新潟市，2024)。

環境省は同行避難に関連して、自治体に指定避難所での受入れ体制整備を求めるだけでなく、犬や猫の飼育者に対して、平時から同行避難への備えをすることを求めている。一般の飼育者対象のガイドラインは2015年に『備えよう！いつも一緒にいたいから』（環境省，2015)、2018年に『災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン＜一般飼い主編＞』（環境省，2018ｃ）が環境省 HP で公開され、ダウンロード可能である。具体の内容は、犬や猫の餌などの備蓄、ワクチン接種などを含む健康管理、マイクロチップ装着を含む所有者明示、指定避難所で周囲の人に迷惑をかけないためのしつけである。

日本で飼育されるペットは犬と猫が多いこと（一般社団法人ペットフード協会, 2023)、環境省のガイドラインは犬と猫の扱いを中心に書かれていること、過去の災害時の同行避難に関する報告書や研究は大部分が犬と猫についてであることから、本研究ではペットの中でも犬と猫のみを対象とする。

調査対象地は大阪府下とし、犬や猫の飼育者の同行避難への備えの状況について、2022年に実施したオンラインのモニターアンケートの結果を示す。そのうえで「しつけ」を中心とした同行避難

＊　龍谷大学国際学部　准教授

への備えを促進するための方策について、犬や猫のしつけに関連する状況について資料等を整理する。犬のしつけなどを促す場としての機能も期待される「ドッグラン」を取り上げ、先行研究等の整理と大阪府下のドッグランの現地調査の結果などを報告する。犬や猫の飼育者が留守にするときに利用できるサービスとして、ペットホテル・ペットシッターについても利用条件を確認し、適正飼養の必要性を述べる。最後に同行避難への備えを犬や猫の飼育者に促す方策について考える端緒を探る。

1.2　既往研究

災害時のペットの扱いに関する日本国内の研究は少ない。東日本大震災の際のペットの救護活動については『畜産の研究』第68巻第１号（2014年）が特集を組み、まとめており、獣医師会、ボランティア団体、行政の取組が整理されている。熊本地震の際の避難所での受入れについては環境省の調査報告（環境省，2018a）があり、2013年のガイドラインが現場に浸透しておらず、混乱があったことが報告されている。

徳田（2016）は東日本大震災後の仙台市の取組を、避難所での支援活動から復興公営住宅でのペット飼育環境の構築まで、インタビュー調査を実施してまとめている。この論文は災害の規模が甚大で家族を失い、家も失った被災者が多い状況でペットへの支援が難しかったことを浮き彫りにしている。また、復興公営住宅に犬猫を受入れ可とするために仙台市主導でなされた検討および運営の内容が詳細に記されている。

加藤（2017）は熊本地震の被災地、益城町総合運動公園避難所での犬猫同伴者の扱いを時系列的に整理している。また避難所が撤収されていく過程で設置された犬猫の預かり施設「益城町わんにゃんハウス」について、設置の経緯、運営方法などが克明に記されていると同時に、施設を利用した人たちの心情の変化も丹念に調査され記録されている。

徳田（2016）加藤（2017）は犬や猫を飼育する人と、犬や猫が苦手な人の間の軋轢の解消が大きな課題であることを明らかにし、それぞれの現場で軋轢の解消がどのように行われたかを分析している。

梶原（2019）は被災時の人と動物の関係という観点から東日本大震災の際の犬や猫の飼育者の避難行動などを調査している。特に福島原発事故に伴う避難の際の犬や猫の扱い、地域により犬や猫に対する考え方に違いがあるなどの分析がなされている。

2019年に関東地方中心に大きな被害をもたらした台風19号の際に設置された指定避難所の同行避難者受入れについて、公益社団法人動物福祉協会と日本獣医生命科学大学の調査研究報告書（2020）は、地震災害を想定し屋外に犬猫の居場所を計画していた避難所も多く、台風の際の同行避難者受入れ体制は不十分だったことを指摘している。

犬や猫の飼育者の準備状況に関する研究は（壽崎，2023a）が2018年の西日本豪雨災害を経験した広島県下の犬や猫の飼育者と大阪府下の犬や猫の飼育者を対象に行った調査の結果を報告し、不十分であることを指摘している。自治体の受入れ体制については、壽崎（2021）が2018年の西日本豪雨災害を経験した広島県・岡山県下の自治体と2018年の北大阪地震、台風21号を経験した大阪府下の自治体を調査し、広島県・岡山県は被災経験を活かして受入れ体制整備を進めていることを明らかにしている。避難所で犬や猫を受入れることに関して、犬も猫も飼育しない人の意見を調査した研究として（壽崎，2023b）がある。

所謂先進国の中で自然災害が多発する国は限られる。米国は2005年の Hurricane Katrina のあと2006年に The Pets Evacuation and Transportation Standards Act（以下「PETS ACT」）を制定し、ペットの避難体制の整備が進められており、研究も行われているが、日本とは動物の避難に対する予算の確保、動物関連業務を担う専門職 Animal Control が自治体に設置されていることなど制度面での違いが大きく直接の参考にするのは難しい（飯塚，近藤，2020）（壽崎，2022）。

犬や猫の適正飼養の促進策に関する研究も少ないが、ペット・ツーリズムの普及が適正飼養の向上につながるとする論文（東海林，2015）、ドッグランを整備し適正飼養の向上に利用するという

東京都の施策（東京都，2021）、都市部での犬の飼育にまつわるトラブルを減らす上での課題に関する研究（壽崎，2018）、犬のしつけ教室に関する研究（山ノ上，中島，2014）などがある。

1.3　研究の方法

犬や猫の適正飼養の現状について、オンラインモニターを対象として2022年に実施したアンケート調査の結果をもとに述べる。このアンケート調査は大阪府と広島県の犬や猫の飼育者対象に実施し、その概要は（壽崎，2023a）で発表している。本稿では大阪府居住者のデータのみを違う観点から詳細に分析した結果を示す。

適正飼養に関しては、先行研究を整理し、インターネット上で公開されている犬のしつけ教室に関する情報、犬のしつけ、猫のしつけに関して出版されている書籍の記載内容等を整理する。ペットホテル・ペットシッターについてはインターネット上の情報を整理する。ドッグランについては先行研究を整理し、大阪府下のドッグランの現地調査の結果を加えて報告する。

2．同行避難と適正飼養

2.1　同行避難をめぐる施策

日本では1995年の阪神淡路大震災で逸走動物への対応が必要な状況がうまれ、「緊急災害時動物救援本部」が設立された（加藤，2013）のが最初である。これ以前は災害時のペットへの対応について検討されてこなかった。社会の変化によりペットを飼育する家庭が増加し、また、室内飼育の普及などからペットが家族の一員となったという一連の変化の結果として、ペットの避難・救助ということが社会の課題として現れた（加藤，2018）。

阪神淡路大震災以降、巨大災害発生時には環境省所管の（社）日本動物福祉協会など４団体と（社）日本獣医師会が動物救護本部を組織し、各地の行政・獣医師会と連携して被災動物の救援を行う体制が構築された。また動物愛護に関わるNPOや任意団体、個人が災害時の活動に参加するようになった。

2011年の東日本大震災は被災地のペットにも大きな被害を及ぼした。救護本部も設置され、獣医師会、愛護団体、個人が様々な立場から救援を行った。しかし愛護団体の中には「保護」と称して飼い主への断りなくペットを連れ去り販売する、あるいは新しい里親に渡すなどの行為をするところもあり、批判が起きた（田丸，2012）。

こののち、環境省は2013年の『災害時におけるペットの救護ガイドライン』で「同行避難」を打ち出した。このガイドラインでは「同行避難」を「災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない」（環境省，2013：５）としている。ここで言うペットは「本ガイドラインは、家庭動物等のうち主に犬及び猫などのペットを対象とした、自治体等における動物救護対策を立案する際に活用されることを想定している。」（環境省，2013：２）である。

2016年の熊本地震発生時にも避難所に同行避難する人（以下「同行避難者」）がいたが、避難所の受入れ体制が整っておらず混乱したケースがあった（環境省，2018a）。熊本地震の状況なども踏まえ環境省は、2013年の『災害時におけるペットの救護ガイドライン』を2018年に改訂し『人とペットの災害対策ガイドライン』とした（環境省，2018ｂ）。

2018年の『人とペットの災害対策ガイドライン』では、ペットという言葉を「本ガイドラインでは、家庭動物のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない」（環境省，2018b：3）としており、2013年とは記述が変わっている。

同行避難についても

> 災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。
>
> なお「避難所運営ガイドライン」（平成29年４月内閣府）では、「同伴避難」という用

語が用いられている。「同行避難」がペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を指す言葉であるのに対して、「同伴避難」は被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

と説明しており（環境省，2018：5）、2013年のガイドラインより詳細になっている。これは「同行避難」あるいは「同伴避難」を、指定避難所でペットと一緒にいられることと理解する犬や猫の飼育者がいて混乱の原因のひとつとなった（平井，2017）ためと考えられる。

さらに2018年のガイドラインでは「適正飼養」についての説明が加わり

適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強いられる災害時には、この観点からの適正飼養が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。

またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る義務も負う。この観点からの適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況の中で、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。

と明記された（環境省，2018：3）

阪神淡路大震災のときに設置された緊急災害時動物救護本部は「一般社団法人ペット災害対策推進協会」として活動していたが、2018年12月末日に使命を終えたとして解散した。

2018年の西日本豪雨災害、その後の台風による風水害などでの避難の際にも同行避難者の扱いは課題のひとつとなった。2021年には環境省が『人とペットの災害対策ガイドライン　災害への備えチェックリスト』（環境省，2021）を全国の自治体に配布した。

環境省は同行避難に関して、自治体に避難所での受入れ体制整備を求めるだけでなく、犬や猫の飼育者に対しても、平時から同行避難に備えることを求めている。犬や猫の飼育者に求められることとしては、犬や猫の餌などの備蓄、ワクチン接種などを含む健康管理、マイクロチップ装着を含む所有者明示、しつけである。言い換えると「適正飼養」である。

2.2　犬や猫の適正飼養

適正飼養については、動物の愛護及び管理に関する法律の2019年の改正に伴って作成された基準「家庭動物の飼養及び保管に関する基準（令和４年環境省告示第54号）」が最新である。

この基準では、愛玩動物の所有者は命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」、動物の種類などに応じて必要な運動、休息及び睡眠を確保し、その健全な成長及び適正に餌及び水を給餌すること、疾病及び怪我の予防、必要に応じ獣医師による適切な措置が講じられるようにすること、訓練、しつけ等を適切な方法で行うことなどが定められている。

さらに所有者は、生活環境を汚損しないこと（清潔を保ち、悪臭、衛生動物の発生の防止を図ること）、去勢・不妊手術などの措置で繁殖を制限すること、逸走の防止と、マイクロチップを装着するなどの所有者明示、地震、火災等の非常災害の際にとるべき緊急措置を事前に定め、避難先で適正な管理が可能となるよう移動用の容器、非常食の用意、避難に必要な準備を行うよう努めること、同行避難及び家庭動物の適切な避難場所の確保に努めることとしている。

加えて、犬の所有者に対しては、放し飼いの禁

止、しつけをすること、鳴き声や糞尿の放置などで周辺住民の日常生活に支障をきたさないこと、散歩中に人に危害を与えることがないようにすることなどが定められている。猫の所有者に対しては、室内飼育に努めることとされている。

災害時の対応については『災害、あなたとペットは大丈夫？　人とペットの災害対策ガイドライン　＜一般飼い主編＞』（環境省，2018c）に、住まいや飼養場所の防災対策として家具やケージの固定、転倒防止、ケージなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保、しつけと健康管理、所有者明示、ペット用の避難用品や備蓄品の確保、ペット受入れ可能な指定避難所の把握などの情報収集と避難訓練、さらに家族や地域での話合い、指定避難所以外に複数の一時預け先を探しておくことが望ましいと明記されている。

3．同行避難への備えとしての犬猫の適正飼養の現状

3.1　同行避難への備えに関する調査概要と回答者属性

同行避難の準備として必要なことがらについて、調査会社のモニターを利用したオンライン・アンケート調査を実施した。犬あるいは猫、あるいは犬と猫の飼育者という条件を満たすモニターのパネルがあり、対象地域で犬あるいは猫（あるいは両方）の飼育者に限定して調査への回答者数が十分確保できることを条件に調査会社を決定した。調査期間は2022年１月12日から13日である。

回答者は犬のみ飼育者231人、猫のみ飼育者164人、犬と猫両方の飼育者55人である。犬のサイズで見ると大型犬11人、中型犬68人、小型犬219人、猫219人である。複数頭飼育している回答者がいるため合計が450を超えている。犬と猫合わせた飼育頭数は、１頭290人、２頭107人、３頭25人、４頭以上28人である。２頭以上という回答は、小型犬あるいは猫の飼育者に多く、犬と猫、犬のみ、猫のみの組み合わせがある。犬や猫の飼育場所は犬の飼育者のうち270人（94％）が室内飼育、屋外飼育20人（７％）である。猫は完全室内飼育199人（91％）、室内と室外を行きささせる20人（９％）、完全屋外飼育０人（０％）である。

回答者の性別は、男性281人（62％）、女性165人（37％）、無回答４人（0.8％）である。年齢は20代から70歳以上まで、20代21人（５％）、30代53人（12％）、40代92人（20％）、50代145人（32％）、60代114人（25％）、70歳以上23人（５％）である。回答者を含めた同居家族数は、１人暮らし55人（12％）、２人暮らし162人（36％）、３人暮らし119人（26％）、４人以上114人（25％）である。

同行避難経験者は30人で、同行避難した場所は、自家用車の中が最多、次が親戚・友人宅、避難所は３番目である。犬や猫をペットホテルに預けた、犬や猫だけ親戚・友人宅に預けたという回答もあった。

3.2　同行避難への備え

（1）　災害時に想定される行動

災害発生時に回答者自身がどのような行動をすると想定するかについて、複数選択で尋ねた結果が図１である。

「犬や猫と一緒に自家用車で避難し、避難所も含めて安全なところで一緒に車中にいる」（以下「車中」）が最多、次が「犬や猫と一緒に自宅にいる（避難しない）」（以下「在宅」）である。「犬や猫と一緒に親戚や知人宅に避難させてもらえるように頼む・頼んである」（以下「親戚・知人」）が続き、「犬や猫を連れて市役所・町役場が設置する避難所に行く」（以下「避難所」）は４番目である。

この回答結果に基づき、災害時に他人がいる場所に犬や猫を連れて行く選択をする人としない人、移動を伴う避難をする人としない人の２つの観点から結果を比較する。

他人がいる場所に犬や猫を連れて行くかどうかの比較は、在宅も車中も選ばない人（以下「他人と接する人」）とそれ以外の人（以下「他人と接しない人」）で比較する。移動を伴う避難をする人と移動を伴う避難をしない人は、在宅を選ぶ人とそれ以外の人で比較する。加えて選択者の多かった在宅と車中について、在宅を選び車中を選ばない人と車中を選び在宅は選ばない人を比較した。

この３通りについてχ２乗検定を行い、有意な差の有無を比較した。

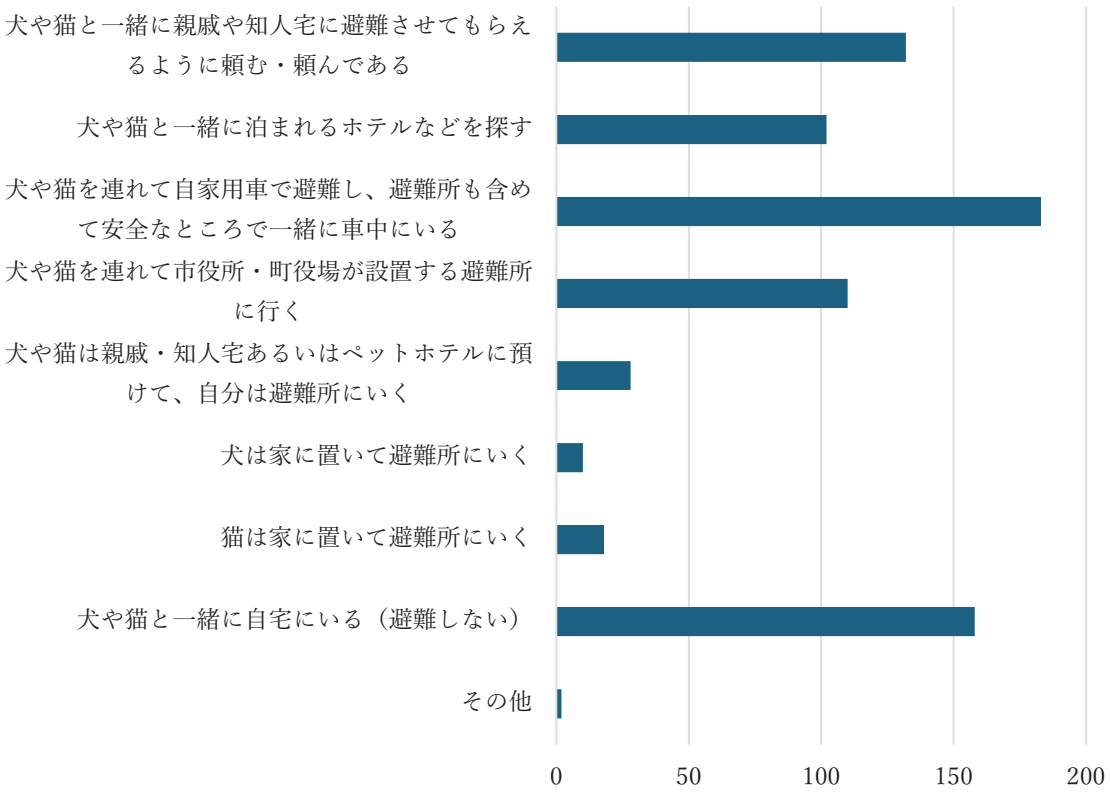


図１　台風などで、洪水や土砂崩れの恐れがあり「避難指示」が出た場合どうしますか（複数回答）

在宅を選び車中を選ばない人と車中を選び在宅を選ばない人で比較すると、親戚・知人が5.8%と35.6%、「犬や猫などを連れて一緒に泊まれるホテルなどを探す」（以下「ホテルなど」）が1.7%と8.9%、避難所は5.8%と27.4%でいずれもp=0.01で有意な差がある。

移動を伴う避難をしない人と移動を伴う避難をする人で比較すると、親戚・知人12.7%と38.4%、ホテルなどは12.7%と28.1%、車中23.4%と50.0%、避難所13.9%と30.1%で、いずれもp=0.01で有意な差がある。

他人と接する人と他人と接しない人では有意な差はない。

在宅を選んでいる人は移動を伴う避難方法を選ぶ回答が有意に少ない。

（２）　災害時にそなえた情報収集と情報発信の希望

住んでいる市・町が設置する避難所の犬や猫の受入れ体制について知っているかどうかを尋ねた（単一回答）結果が図２である。全体でみると「知らない」人が86%である。

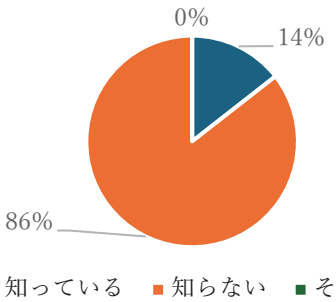


図２　お住まいの市役所・町役場が設置する避難所の犬や猫の受入れ体制（受け入れるかどうかも含めて）をご存じですか。

「知っている」を選択した回答者は、移動を伴う避難をしない人7.0%、移動を伴う避難をする人18.5%でp=0.05で有意な差がある。他の比較では有意な差はでなかった。

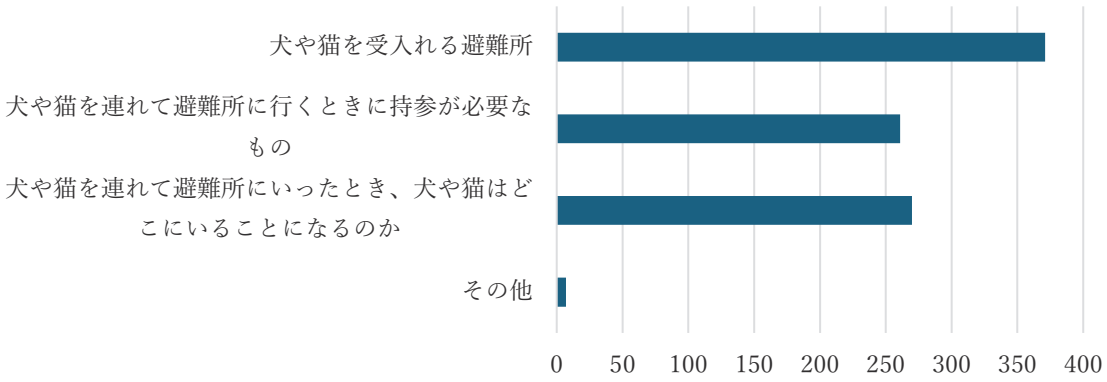


図３　犬や猫を連れての避難と関係して、市役所・町役場から印刷物で全戸配布してほしい情報は何ですか。

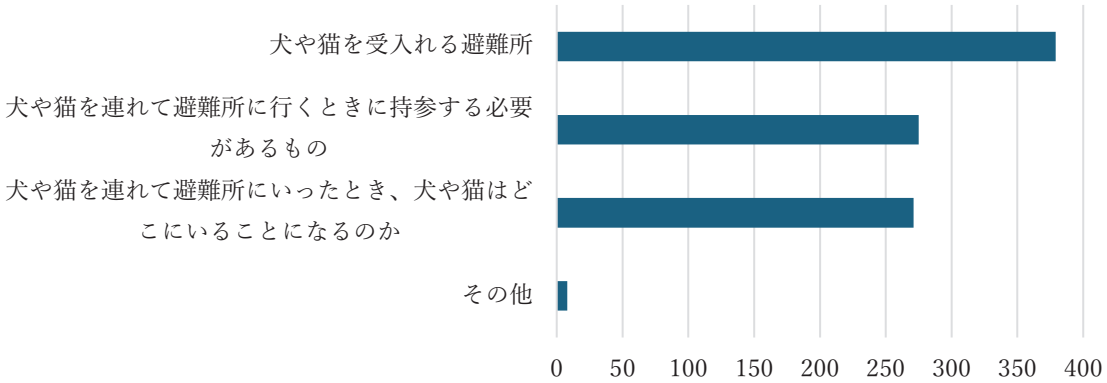


図４　犬や猫を連れての避難と関係して、市役所・町役場のホームページでいつでも見られるようにしてほしい情報は何ですか。

次に、住んでいる市・町に印刷物で全戸配布してほしい避難所に関連した情報について尋ねた結果（複数回答）が図３である。全体でみると「犬や猫を受入れる避難所」についての情報を求める人が多い。

「犬や猫を連れて避難所に行くときに持参が必用なもの」の回答率が他人と接しない人47.2%、他人と接する人67.8%、p=0.05で有意な差がある。他の比較では有意差はない。

さらに、市・町の公式 HP 上で常に見られるようにしてほしい情報について尋ねた（複数回答）結果が図４である。犬や猫を受入れる避難所の情報を求める人は印刷物同様に多い。

「犬や猫を受入れる避難所」は、移動を伴う避難をしない人74.4%と移動を伴う避難をする人90.4%、p=0.5で有意な差がある。「犬や猫を連れて避難所にいったとき、犬や猫はどこにいることになるのか」は、他人と接しない人68.5%、他人と接する人44.4%、p=0.05で有意な差がある。

（３）　避難所での同行避難者受入れについて

避難所での同行避難者の受入れにあたり希望が通るならどうしたいか尋ねた結果（複数回答）を図５に示す。

「自分の飼育する犬や猫と同じ部屋で一緒にいたい」を選択する人が一番多い。いずれの比較でも優位な差はない。

「犬や猫と避難する上で不安なこととして、あてはまるものをすべて選んでください」と尋ねた結果（複数回答）を図６に示す。

「避難所に犬や猫を連れて行き、人間だけの避難所だと断られること」は、他人と接しない人68.5%、他人と接する人45.8%で p=0.01で有意

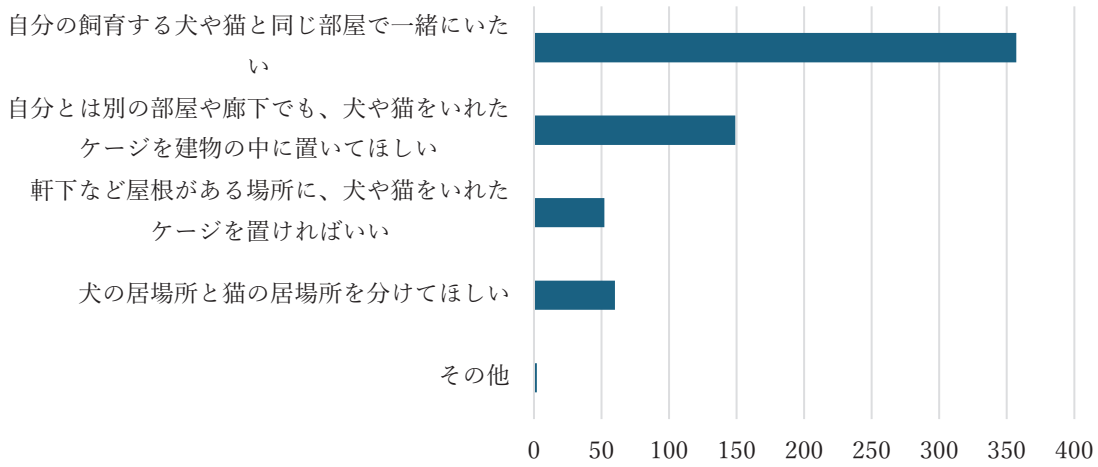


図５　犬や猫をつれて避難所に避難した場合、希望が通るならどうしたいですか。

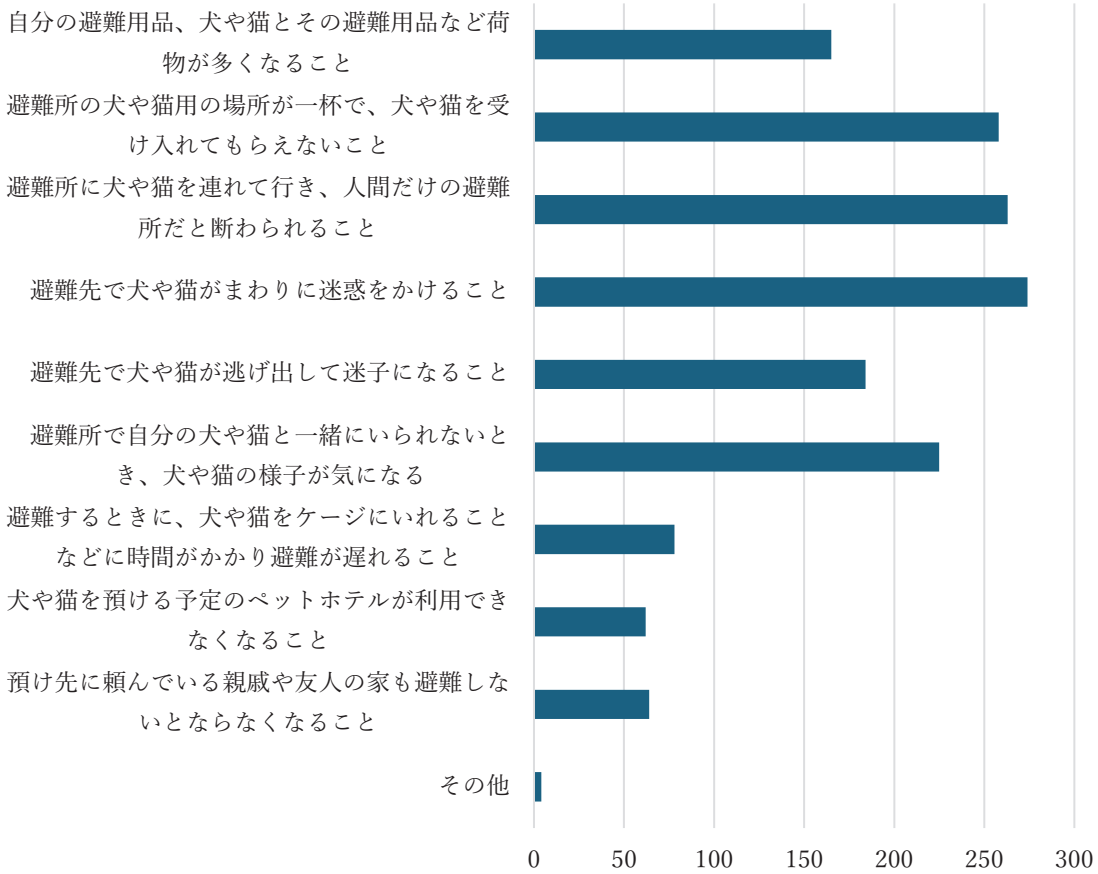


図６　犬や猫と避難する上で不安なこととして、あてはまるものをすべて選んでください。

な差がある。さらに「避難所で自分の犬や猫と一緒にいられないとき、犬や猫の様子が気になる」は、他人と接しない人60.3%、他人と接する人45.8%で p=0.05で有意な差がある。他の比較で

は有意な差はない。

（4） 犬と猫の災害時への備え

犬と猫の災害時への備えの「所有者表示」について迷子札などとマイクロチップを装着しているかどうかをそれぞれ尋ねた。迷子札は、日常的に散歩で屋外にでる犬と完全室内飼育の猫で違いがあることを想定して犬と猫を分けて尋ねた。マイクロチップは獣医師に有料で装着してもらう必要があるため犬と猫を分けずに尋ねた。

次に避難所に連れて行く上で重要なクレートトレーニングについて尋ねた。一般的に猫のしつけについては犬ほど言われないので犬と猫を分けて尋ねた。

最後に法定の狂犬病予防接種以外のワクチン接種と避妊去勢手術について尋ねた。その結果を図７から図13に示す。

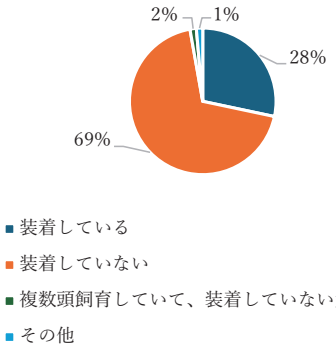


図７　犬に迷子札などを装着していますか

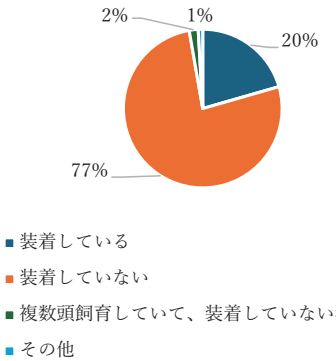


図８　猫に迷子札などを装着していますか

犬の迷子札装着率は猫より高いが28%にとどまる。

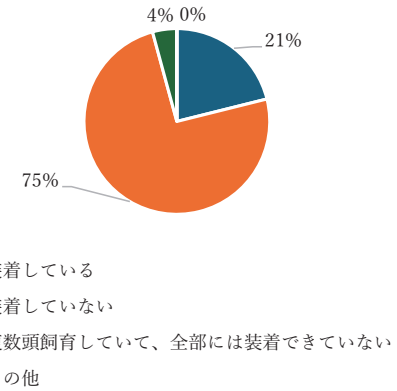


図９　犬や猫にマイクロチップを装着していますか

マイクロチップの装着率は低い。

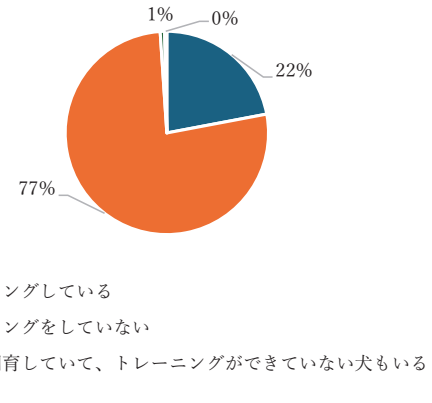


図10　犬にクレートトレーニングをしていますか

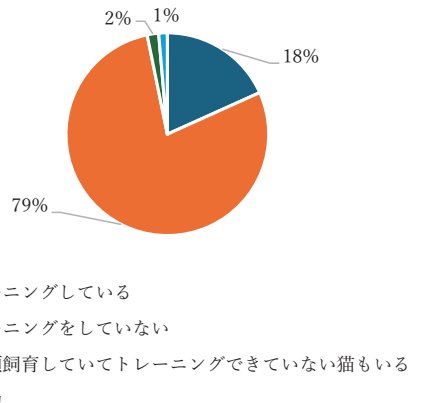


図11　猫にクレートトレーニングをしていますか

犬猫ともにクレートトレーニングの実施率が低い。

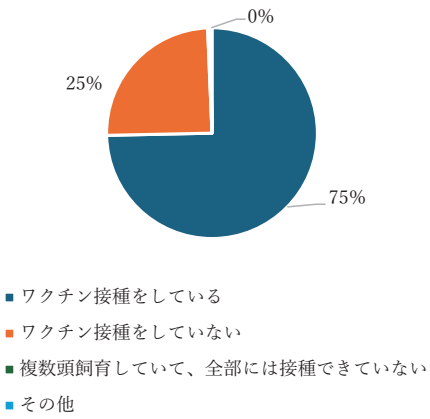


図12　犬や猫にワクチン接種をしていますか

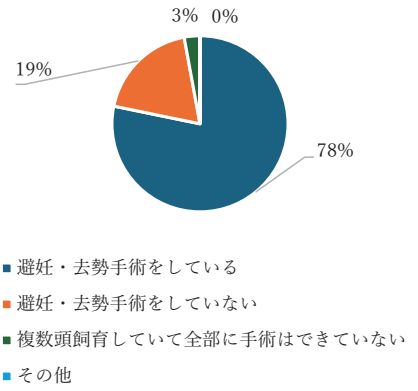


図13　犬や猫に避妊・去勢手術をしていますか

ワクチン接種、避妊去勢手術は、所有者明示の迷子札、マイクロチップ、クレートトレーニング実施率と比較すると高いパーセンテージで実施されている。しかし70%代にとどまる。

犬や猫のしつけ、所有者明示、ワクチン接種などの健康管理、いずれも不十分であり、今回実施した比較分析の範囲では有意な差はない。飼育者の性別、年齢、同居人数、犬や猫の種類、飼育頭数で比較しても有意な差はない。

4．適正飼養の普及・啓発

4.1　適正飼養によるメリット

車中も含めて在宅避難以外の避難行動をとると想定している回答者も含めて、同行避難の事前の備えが不十分であることが確認できた。適正飼養を犬や猫の飼育者に促す方法を考える必要がある。

イギリスでは社会が要求する犬のしつけのレベルが高いので、犬をリードからはなして自由に走り回らせることを認める公園が少なくない（マッティンソン，2015）。糞の放置には高い罰金がかかり、無駄吠えは騒音として取り締まられる。健康管理を怠ることは虐待として取り締まられるなど罰則規定付きの法律の定めがある（LLB(Hons), 2009）。

アメリカでもニューヨーク市で飼育されている犬のしつけについて、狭い大都会で犬が人間と共存していくためには犬のしつけが大切で、犬の飼育者はしつけ教室に通う、他の犬の飼育者に教えてもらうなどして犬のしつけをしているという報告がある（兵頭，1994）。

日本の都市部の集合住宅で犬を飼育する人の中に防音性のあるサッシを求める人もいることから（遠藤，渋谷，2003）、飼育する犬の無駄吠えが近隣トラブルの原因となることを心配する飼育者がいることがわかる。無駄吠え、排泄など、犬の行動を飼育者が管理できれば、周囲への気兼ねなどが減り、犬のいるライフスタイルをより楽しいものにできると考える。

また、一般社団法人ペットフード工業会（2023）によると、犬や猫を飼育したいという思いがあるが現在飼育していない人の理由のひとつは「旅行などができなくなる」である。ペットホテルやペットシッターを利用することでこの問題は解決できる。

こういったメリットをアピールすることは、犬の飼育者に適正飼養を促すひとつの方法であると考える。

東海林（2015：39）は「飼い主とペットが一緒に、日帰りや宿泊の如何を問わず、非日常的な圏域や環境において、飼い主とペットの双方にとって余暇を楽しむためのレクリエーション行動」をペット・ツーリズムと名付け、ペット・ツーリズムの効用のひとつとして「適正飼養の必要性に対する認識の深まり」を挙げている。

適正飼養等の普及啓発は、時代の要請や飼い主の意識・行動の変化を踏まえながら、新

な視点や方法で展開をしていく必要がある。ペット・ツーリズムにより非日常の外出をすることは、しつけの重要性やペットと飼い主の社会化の必要性を確認する有効な機会となり、それが飼い主の適正飼養に向けての意識改革にもつながるはずである。また、災害時の同行避難を円滑に行うことにつながっていくことも期待できるものであると考えられる。

と述べている（東海林，2015：44）。

東海林（2015）はペット・ツーリズムの具体的な内容として、ペットと一緒にホテルに宿泊することだけでなく、日帰りで公園のドッグランに遊びに行くこと、ペット同伴可のカフェなどにいくことも挙げている。

4.2　ペットホテル・ペットシッター

（1）　ペットホテル

飼い主が旅行、出張、入院など様々な事情で家を留守にする際にペットを預かる施設がペットホテルである。ペットホテルの主なサービスは、宿泊、一時預かり、散歩の代行、食事・トイレの世話であるがサービス内容は色々である（吉田，2022）。

ペットホテルを選ぶポイントとして吉田（2022）は、預かるときの条件に狂犬病予防注射済票、動物病院発行の混合ワクチンの予防接種証明書の提示、ノミ・マダニの予防、病気の有無が入っていることを挙げている。預ける前の準備として、狂犬病予防接種に加えて、ワクチン接種、ノミ・マダニの予防薬の投薬、動物病院での健康チェックなどを挙げている。クレートや屋根付きケージで過ごすことに慣らす、逸走に備えて迷子札の着用、マイクロチップの挿入も事前にしておくことが望ましいとしている。

インターネットのペットホテル予約サイト「トリム・トリム」（トリム・トリム，2024）に掲載されている大阪府内のペットホテルは299ある。トリム・トリムからインターネット予約する場合、預ける犬や猫の情報を入力するが、ワクチン接種、狂犬病予防接種についての情報は必須となっている。

ペットホテルそれぞれの公式 HP を見ると、

（DOG HAIR STUDIO KEN，2024）には

- ペットホテルは原則、ワンコはフリースペースでお預かりし、ケージレスなのでストレスが軽減されます
- 仲良くできないワンコはケージでのお預かりとなる場合がございます。

Dogs Come home（2023）は

お泊りの前からクレートトレーニングをして、クレート内が安心して過ごせる場所にしてあげてください

WONWON 会員制わんわん（2023）

3．以下に該当される場合お預かりをお断りすることがあります。事前にご相談ください

- 1 年以内に予防接種（5 種以上）受けていない

（中略）

- 「スキンシップができない」

などの記載があり、クレートトレーニングや知らない人が触っても攻撃的にならないしつけなどができていないと、利用できるペットホテルが限られる、ペットホテルでケージの中に一日中いることになるなどの状況が起きうる。適正飼養ができていれば、ペットホテルの利用が容易で犬や猫にストレスが少ない状況を確保できることがわかる。

（2）　ペットシッター

ペットシッターは飼い主が家を留守にするときに、シッターが家で犬や猫の世話をするサービスである。ペットシッターは自宅で世話をしてもらえるため、犬や猫にとって環境の変化が少なく、ストレスを感じずに過ごせるメリットがある（吉田，2022）。

ペットシッターの派遣事業所は、全国展開の企業、ペットホテルなどの地域限定、個人で仕事を受ける事業所など様々な形態がある。ペットシッター派遣事業所の HP を見る限り狂犬病予防接種以外のワクチン接種を条件とするところは見当たらない。しかし、ペットシッター派遣業者の HP

の「よくある質問」欄などを見ると（日本ペットシッターサービス，2024）には、

> Q他の人になつかないワンコなのですが、それでも大丈夫でしょうか？
> A打ち合わせの際にペットに会わせていただいて、どうしてもなつかないようであればテスト散歩などで試してみる場合がございます。それでもあまりにも相性が悪いようでしたら残念ながらお断りする場合もございます。

しろくまペットシッターズ，（2024）

> Q人見知りの猫や噛む犬がいるのですが見てもらえますか
> A人見知りのねこさんのご利用は非常に多いです。ペットホテルではご飯も食べず、ずっと鳴いていてかわいそうだったという飼い主さんからの依頼が大変多いです。ねこさんにはほぼペットシッター利用が良いのではと感じています。噛むわんちゃんは基本的にお受けできません。お打ち合わせでどの程度かを判断させていただくことは可能ですが、噛まれ怪我をした場合治療費や通院費をご請求させて頂きます。申込時に噛む攻撃する場合は、必ずお伝えくださいませ。打合せにてお断りする場合もあります。ご了承くださいませ。

などの記載があり、飼い主以外に慣れない、攻撃性、噛み癖のある犬には対応しないシッター派遣事業所があることがわかる。

以上より、ペットホテルやペットシッターを利用する機会は、犬の飼い主が犬の適正飼養の必要性を気づく機会となる。

4.3　ペットのしつけの支援

（1）　しつけ教室

犬のしつけをサポートするサービスとしてしつけ教室がある。

山ノ上、中島（2014）は2011年時点で全国に犬のしつけ教室は約1200あり、飼育者と犬の両者を対象とするものと犬のみを対象とするものに分けられ、さらにしつけを行う施設の有無・種類と指導する内容から「しつけ方教室タイプ」、「保育園・幼稚園タイプ」、「訓練所タイプ」、「動物病院タイプ」、「ペット関連施設店舗タイプ」、「訪問レッスンタイプ」、「出張訓練タイプ」にわけられるとしている。飼い主と犬を対象とした通学型クラスレッスンの場合、入門クラス、初級クラス（入門クラスの内容を含む場合もある）が75％を占め、内容は人や他の犬に慣らす社会化と、マテ、フセ、オスワリ、カム、飼い主の横をリードをひっぱらずに歩く脚側歩行であるとしている。

しつけ教室の中でも、生後18週未満を対象とした「パピーパーティ」、生後６か月未満を対象とした「パピークラス」は成犬になってからの問題行動の予防につながると考えられている（河村，郡山，2020）。

インターネットの犬のしつけ教室検索サイト「いぬスタ」（いぬスタ，2024）に2024年３月現在、登録されている犬のしつけ教室と犬の幼稚園は全国で1915あり、大阪府内には163ある。山ノ上、中島（2014）が調査した2011年より増加している。別の検索サイト EPARK ペットライフ（EPARK ペットライフ，2024）には各教室の紹介ページがあり、紹介されている大阪府内のしつけ教室・犬の保育園が38ある。この38のうちしつけ教室・犬の幼稚園の公式 HP があるものをみる限りしつけ教室は個別レッスンが多い。犬の幼稚園は朝、犬を預かり、一日のプログラムは、トレーニング、あそび、お散歩、ランチのあとクレートでの昼寝、グルーミング（ブラッシング、歯磨きなど）であり、夕方帰宅となっている（Pee-Ka-Boo，2024）（Comfy，2024）。トレーニング内容の詳細な記述はない。

しつけ教室のレッスン費用は（山之内，中島，2014）には入門クラスの１回あたりの最頻値が3000円、初級クラスの最頻値が3625円とある。EPARK ペットライフ（EPARK ペットライフ，2024）からリンクのある公式 HP を見る限り、１回5000円、あるいはそれ以上の金額が示されている。

認定 NPO 法人日本レスキュー協会の犬のしつ

け教室（認定NPO法人レスキュー協会，2024）、大阪府動物愛護管理センターが主催するしつけ教室（大阪府，2023）など、廉価であるいは無料で受講できるクラスもインターネットで見つけることができる。

猫のしつけ教室に類するものは筆者がインターネットで検索した限りでは見つからない。

犬の飼育頭数は（山之内，中島，2014）の調査が行なわれた2011年より2024年は減少しているが（日本ペットフード協会，2023）、確認されたしつけ教室数は約1.5倍に増えている。しつけ教室の費用は2011年と比較して値上がりしている。

（2） しつけに関する情報

川村、郡山（2020）には、犬の飼育者が「パピークラス」などの言葉を知った場所はインターネットが最も多く、続いて動物病院という結果が報告されている。

犬のしつけに関して書籍も販売されているが、YouTubeに多数の動画がある。またオンライン教材のサブスク（イヌバーシティ，2024）、テキストとDVDの教材（森田，2024）、（西川，2024）、（藤井，2024）、（狩野，2024）などオンラインやDVD教材をインターネットで見つけることができる。

しつけの内容について、公益社団法人日本動物病院協会（以下「JAHA」）の「JAHA家庭犬マナーチャレンジ」に長く関わった柴内監修の（柴内，2000）は「第2章　これだけは教えておきたいしつけ」に、「アイコンタクト」、「トイレトレーニング」、「クレートトレーニング」、「首輪とリードをつける」「「ヨシ」と「イケナイ」のトレーニング」、「「オスワリ」と「フセ」のトレーニング」、「「マテ」と「オイデ」」のトレーニング、「「ツイテ」のトレーニング」を挙げている。「吠える」「咬む」など問題行動の解消法は次の段階の内容として記載されている。他の書籍等の教材も同じような内容を含むと考える。

猫について書籍には、トイレのしつけ、キャリーに慣らす、爪とぎをする場所を指定する、攻撃行動を解決するなどの項目がある（高﨑，2003）（青木，1998）（青沼，2013）（作佐部，2008）。

犬のしつけに関する情報は、YouTubeで発信されているものなどまで含めると増加しており、情報へのアクセスは良くなっていると考える。

（3） 犬のしつけレベルを評価する検定試験

犬のしつけのレベルを評価する検定試験として一般社団法人優良家庭犬普及協会の「Good Citizen Test」、JAHAの「JAHA家庭犬マナーチャレンジ」がある。どちらもアメリカの「Good Citizen Test」を基にしており、飼育者と犬のペアを評価する。飼育者の筆記試験と犬とペアでの実技試験からなる。内容は家庭犬に必要なしつけが身についていることを確認するとされている。Good Citizen Testは2022年7月までに6481組が受験し、1651組が合格、内1466組が認定された（一般社団法人優良家庭犬普及協会，2024）。JAHAの家庭犬マナーチャレンジは合格組数などが公表されていないが、JAHA認定インストラクターがテストを実施するとあり、認定インストラクターは全国に133人（2024年3月現在）で、受験のチャンスは限られることが想定される（公益社団法人日本動物病院協会，2024）。

しつけの検定試験の受験者組数（イヌと飼い主のペア）、合格組数が犬の飼育頭数に比べて非常に少なく、ごく一部の飼育者にしか利用されていないことから、飼育者一般への適正飼養へのインセンティブとしては機能しているとは言い難い。

飼い主の犬や猫の飼養にかかわる知識のみを問う検定試験には、公益社団法人日本愛玩動物協会の「ペットオーナー検定」（公益社団法人日本愛玩動物協会，2024）などがある。

（4） 結論

ペットホテルやペットシッターの利用は、飼い主が適正飼養の必要性に気づく機会となる。犬のしつけ教室数は増加しており、オンライン教材も増えていることから、犬の飼育者の犬のしつけ情報へのアクセスは良くなっている。しかししつけ教室の費用は値上がりしている。

5．適正飼養の機会づくりとしてのドッグラン

5.1　公立公園のドッグラン設置の経緯と運営

（1）　ドッグランとは

日本国内のドッグランはアメリカのドッグランに倣って設置された。

アメリカではドッグランはドッグパークとも呼ばれ、犬をリードから放して自由に走り回らせるための空間である。Chernick（2023）によると、ニューヨーク市が所管する公園に設置された最も古いドッグランは Tompkins Square Dog Run で1990年に設置されている。ニューヨーク市の公立公園には犬をリードから放せるエリアとしてドッグランとオフリードエリアがある。ドッグランは犬が飛び出さないように塀で囲ったエリアで、この中で飼育者は犬をリードから放して遊ばせることができる。オフリードエリアは公園内の定められたエリアで決められた時間帯に犬をリードから放して遊ばせることを認めたエリアである。ニューヨークのメトロの走るエリアからは、歩いて行ける距離にドッグランがある。ドッグランは塀で小型犬用と中型・大型犬用にしきられているところも多い。ドッグランには公営のものだけでなく、民間が運営しているものもある。

ドッグランは子犬の社会化に有効な場所であり、子犬はドッグランで成犬と一緒に遊びながら都市の中で生活するのに必要なことを学ぶ。集合住宅ではできないような遊びをし、エネルギーを発散する場所として成犬にも重要である（Chernick, 2023）。

ドッグランの検索サイト DOGFUL（DOGFUL, 2024）に2024年３月現在、掲載されているドッグランは全国で494ある。実際にはもっと多いと考えられる。ドッグランは公立公園に設置されたものと、民間の運営によるものがあり、公立の公園に民間が運営するドッグランが設置されたケースもある。東名高速道路をはじめとする高速道路、自動車専用道のサービスエリアにドッグランが設置されているところもある（NEXCO, 2024）（三宅, 2008）。

ドッグランの設置、運営に関する先行研究は少ないが東京都が都立公園に設置したドッグラン、国営武蔵丘陵森林公園のドッグランについては報告、資料がある。それをもとに公立公園のドッグラン設置の経緯などを簡単に述べる。

（2）　国営公園のドッグラン

小国（2002）によると、国営公園で最初にドッグランが設置されたのが国営武蔵丘陵森林公園（以下「森林公園」）のドッグランで2001年にオープンした。森林公園では従来より入園にあたり、「園内ではリードを付ける、糞の後始末は必ず行う」等の一定のルールを守ることを条件に犬連れの来園者を受入れてきた。しかし2000年前後からのペットブームの影響で犬等同伴の公園利用者が増加し、ペットを同伴しない利用者からのクレームが増加傾向となった。そこで、犬同伴者とそうでない利用者のすみ分けの施設として「ドッグラン」を設置した。ドッグランは小型犬専用エリアとフリーエリアにわかれ、それぞれにアジリティ用の器具も設置している。休憩スペース、トイレ、売店、犬用水飲み場も付帯施設として整備された。

ペット同伴での入園の際は公園の各入口で誓約書に記入する。園内の安全管理を目的とする園内巡視は園内随所で適宜実施しているが、ドッグランに特別な人員配置をする予定はなかった。しかしドッグランという施設が一般に浸透していない中でドッグランの周知を目的に指導員１名を配置し、施設の利用方法の指導、起こりうる事故を想定し、その対処方法が適正であるかのノウハウの蓄積等をオープンより５か月間行った。リピーターが多くなり利用者同士でルールを確認できるようになったため、６か月目からは指導員は配置せず、利用サービス係員による巡回（１日1〜2回）を行っている。

犬の糞は入園の際に「必ず飼い主さんが責任を持って始末すること」としてマナー向上を呼び掛けた結果かなり改善された。尿についてはマーキング・排尿をともに決まった場所でさせるために「ドッグトイレ」を各入口からドッグランまでの間に約300m間隔で５期設置している。１年目は毎月２回、2002年９月からは毎月１回、訓練士

を講師として基本的なしつけ方の教室を開催している。ドッグラン設置の１番の目的は園内での糞の放置やリードをはなす行為が減ることであり、このような問題は明らかに減っているとある。

2024年３月現在、森林公園 HP のドッグランの案内には、「土日祝にはドッグランに専門スタッフ（ドックライフカウンセラー有資格者）がおります。ドッグランのご利用やワンちゃんのことでお困りのことがございましたら、お気軽にお声がけください。なお、天候状況や諸事情により不在の場合がございます。」とある。犬を連れて入園する際には「誓約書」を書くことが示され、園内マップにドッグトイレの位置が明示してある（武蔵丘陵森林公園，2024）。

（２） 都立公園のドッグラン設置

植木（2007）によると、東京都は都立公園でリードを放して犬の散歩をする人への他の利用者からのクレームなどへの対応、公園利用者と犬の共存及び分離策としてドッグランの設置について検討を行い、2002年から2003年にかけて駒沢オリンピック公園と神代植物公園にドッグランを仮設して社会実験を実施した。その結果ボランティアの自発的な活動、多くの利用者はルールを守り、周辺人家への影響なく円滑に管理運営が行えた。この結果を踏まえ、ドッグランは社会的ニーズにこたえ公園の活性化につながり、公園利用の促進を図ることができる施設として2003年より本格実施を開始した。

2023年現在、都立公園12カ所にドッグランが設置されている（東京都、2023）。その他東京都には海上公園に３か所、国営昭和記念公園の他、区立、市立の公園にもドッグランが開設されている。都立公園のドッグランはボランティアグループが中心になり管理所と連携をとりながら管理運営している。

東京都は『東京都動物愛護管理推進計画ハルスプラン　令和３年３月改定』（東京都、2021：25）の中で

> 都立公園に設置されているドッグランでは、管理者やドッグランの管理に携わるボランティア、動物愛護推進員と連携して、鑑札・狂犬病予防接種済票の装着をはじめとした飼い主の法令遵守を利用条件とするなどの取組や講習会を通じた普及啓発を行っています。

と述べている。

都立公園のドッグランは登録制で、登録時に狂犬病予防接種の接種済票を確認し、登録は１年毎に更新する。ドッグランに入るときは登録票を見えるところに装着する。登録制度は2024年４月から都立公園の12カ所のドッグラン共通になり、ドッグラン入口の暗証番号キーをドッグラン門扉に設置する予定である（公益社団法人東京都公園協会，2023）。

5.2　大阪府下の公立公園のドッグラン

大阪府は府営公園４カ所（大泉緑地、深北緑地、浜寺緑地、住之江公園）にドッグランを設置している。その目的は「大阪府営公園では、人と犬が互いに気持ちよく利用できるように、公園の利用促進と園内での犬の散歩に関するトラブル（ノーリード等）防止の観点から以下の公園でドッグランを設置しております。ルールを守って安全に楽しくご利用ください。」とある（大阪府，2024）。

このほかインターネットでの検索で公立公園に設置されたドッグランとして、花博記念公園鶴見緑地に一般社団法人パートナードッグタウン協会が運営する保護犬譲渡施設と併設のドッグラン、天王寺公園内で GRASS DOG&CAT が運営するドッグラン、堺市の海とのふれあい広場、東大阪市の花園中央公園、枚方市の東部公園、寝屋川市の打上川治水緑地、泉佐野市のりんくうアイスパーク、箕面市の彩都なないろ公園、豊中市のふれあい緑地、高槻市の安満遺跡公園で GRASS DOG & CAT が運営するドッグランが見つかった。

大阪市は「大きな公園にドッグランをつくってほしい」という市民の声に大阪市 HP で

> 本市が管理する都市公園でのドッグランに関しては、ドッグランの利用に伴い発生する

> 犬の鳴き声や臭い、飼い犬も含めた利用者間のトラブルに対して、迅速かつ適切な対応が必要となります。本市においてドッグランの設置・管理を行う場合、無人の管理となり、トラブル発生時や夜間時の早急な対応が困難で、適切な管理ができないことから、現在、本市では設置する予定はございませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

と回答している（大阪市，2023）。

ドッグランはそれぞれ利用規約を定めている。5.3で述べる大阪府下のドッグランのほかインターネット上で確認できた公立公園のドッグランの利用規約にほぼ共通するのは、「狂犬病予防接種を１年以内に受けている」、「ワクチン接種を１年以内に受けている」ことが必要であることと、「発情中のメス犬」、「伝染性の病気の犬」、「犬の登録をしていない犬」、「凶暴性のある犬」、「人や他の犬に恐怖感を与える犬」の利用は禁止であることである。「飼い主がコントロールできない犬はリードをはずさないこと」という項目があるところもある。その他、ひとりで何頭まで連れて利用できるか、中学生以下あるいは小さな子どもは保護者同伴が必要、犬のおもちゃやおやつの利用可否、人の飲食・喫煙は禁止、糞尿は飼い主が始末することなどが定められているケースが多い。

5.3　大阪府下の公立公園に立地するドッグランの実際

（1）住宅地から離れたところにあるドッグラン

（a）堺市「海とのふれあい広場」（堺市立）　調査日：２月19日（写真１）

周囲を工場に囲まれ海に面したところにある。ドッグランは金網のフェンスで囲まれたエリアで、小型犬用と中型犬・大型犬エリアにわかれる。登録制度はなく、管理者もいない。金網のフェンスに折り畳みのチェアが複数ぶら下げてあり、常連の利用者がいることが想定できた。調査したときの利用者は男性１名と犬が１頭であった。

（b）枚方市「東部公園」（枚方市立）　調査日：２月19日（写真２）

ゴルフコースがある山の中に野球場、こどもが遊ぶ広場、ドッグランがある。ドッグランは金網のフェンスで囲まれ、小型犬エリアと中型犬・大型犬エリアに分かれる。登録制度はない。「東部公園わんわんサポーターズがボランティアで見守り」との張り紙があったが、筆者が訪れたときは見守りの人はいなかった。女性がひとりで犬を１頭つれて利用していた。

（c）泉佐野市「りんくうアイスパーク」（泉佐野市立）調査日：２月19日（写真３）

海沿いのりんくう公園の新規エリアとして2021年にオープンした。海とポンプ場、駐車場に囲まれたところにあり、近くには関空アイスアリーナ



写真１　海とのふれあい広場　ドッグラン
左：利用している様子　　右：ドッグランのフェンスに椅子が下げてある



写真２　東部公園　ドッグラン



写真３　りんくうアイスパーク　ドッグラン



写真４　深北緑地　ドッグラン



写真５　花園中央公園　ドッグラン

がある。海沿いの細長いエリアがドッグランとして利用されており、金網で２つに分けられている。海沿いの散歩道を犬連れで散歩する人はいたが、ドッグランの利用者はいなかった。登録制度なし、管理者はいない。

（２）住宅地にあるドッグラン

(a) 大東市「深北緑地」(大阪府立)　調査日：２月19日（写真４）

住宅地に囲まれた深北緑地内にあり、小型犬エリアと園内通路をはさんで中型犬・大型犬エリアがある。女性２人と犬１頭が利用していた。園内を犬連れで散歩する人の姿が見られた。管理者なし、登録制度なしである。

(b) 東大阪市「花園中央公園」(東大阪市立)　調査日：２月19日（写真５）

まちなかにありこども専用エリアなどもある大きな公園である。ドッグランは野球場の裏側にあり、小型犬専用と小型犬・中型犬・大型犬が使えるフリーエリアが隣接している。女性が１人と小型犬２頭が利用していた。管理者なし、登録制度なし。

(c) 寝屋川市「打上川治水緑地」(大阪府が設置した治水緑地を寝屋川市が都市公園として利用)　調査日：２月20日（写真６）

住宅地の中にある公園で、ドッグランは公園のはずれの駐車場のそばにある。奇数日が小型犬、偶数日が大型犬と１つのエリアを使いわけている。ドッグランを囲む金網のフェンスの外側に垣根がめぐらされ見つけにくい。現在のドッグランは



写真６　打上川治水緑地　ドッグラン



写真７　彩都ないろ公園　ドッグラン



写真８　ふれあい緑地　ドッグラン



写真９　大泉緑地　ドッグラン

2022年１月11日から試験運用中である。登録制度はなく、管理人もいない。女性が２名と犬２頭が使用していた。園内には犬連れの人があちこちにいた。犬同士をあそばせながら飼い主同士がおしゃべりをしている姿もみられた。

(d) 箕面市「彩都ないろ公園」(箕面市立) 調査日：２月20日（写真７）

小学校の裏手の斜面にある彩都ないろ公園のはじに、フェンスで２つのエリアに分けられたドッグランがある。ドッグランも斜面にあり、犬が斜面を登り降りしていた。男性２人と女性２人に犬が５頭で犬同士あそばせたりスマホで写真を撮り合ったりしていた。公園内には他にも犬の散歩の人がいたがドッグランにははいらず園内を散歩する人、犬にドッグランを一周させてから園内を散歩する人など様々だった。ドッグランの入口近くに「ドッグランおよび周辺の掃除を行いますないろ公園ワンワンクラブ（後略)」という貼り紙があった。登録制度はなく、管理人もいない。

(e) 豊中市「ふれあい緑地」(豊中市立) 調査日：２月20日（写真８）

住宅地の中にある公園で、樹木が茂る目立たないところに小さなドッグランがあり、小型犬・中型犬エリアと中型犬・大型犬エリアにわかれている。犬連れの飼い主が入れ替わり立ち代わり利用していた。顔見知りの飼い主同士がおしゃべりしながら犬をあそばせていた。園内を犬連れで散歩する人は多かった。登録制度はなく、管理者もいない。

(f) 堺市　大泉緑地（大阪府立）調査日：３月19日（写真９）

住宅地の中にある緑地である。ドッグランは



写真10　住之江公園　ドッグラン



写真11　花博記念　鶴見緑地　ドッグラン

2023年11月にオープンしたもので、利用は小型犬のみに限られている。女性２人と犬３頭が利用していた。登録制度なし、管理者なしである。公園内には大型犬も含めた犬の散歩の人が多数いた。

（g）大阪市　住之江公園（大阪府立）調査日：３月19日（写真10）

テニスコートとテニスコートの間にドッグランがあった。偶数日・奇数日と午前・午後で小型犬と中型犬・大型犬の利用を分けている。午後は15時からで午前中の利用終了のあと時間をあけている。

女性２人と犬３頭が15時を待ちかねたようにドッグランに入っていった。しばらくすると女性と犬１頭がそれに加わった。登録制度なし、管理者なしである。

自転車に犬を乗せている人、ベビーカー型のキャリーに犬を乗せている人などもいて、犬の散歩の人が多数、公園を利用していた。

園内案内に「ドッグポスト」と書かれたところがあり、犬の糞を集めて肥料にすると書いてあった。

（３）　管理者がいるドッグラン

（a）花博記念公園　鶴見緑地（大阪市）調査日：３月19日（写真11）

花博記念公園内にあり、一般社団法人　パートナードッグタウン協会が管理・運営するドッグランである。保護犬の譲渡施設を併設している。

ドッグランは、保護犬およびドッグラン初心者用、小型犬・中型犬、大型犬の３つのエリアにわかれている。利用にあたっては登録が必要で、登録手続きには、狂犬病予防接種と混合ワクチン接種済みの証明書と登録料300円が必要である。花博記念公園ドッグラン利用には１頭500円以上の募金が必要で、特に土日祝日は利用者１名300円、２人目以降は200円以上の募金が必要である。訪ねた日はドッグランはお休みで、管理の人が仕事をしていた。一般社団法人パートナードッグタウン協会は、このドッグランを利用して、犬のしつけ・マナー向上セミナーのほか、保護犬の譲渡会、犬の飼育に関連したイベントを不定期に実施している。

公園内では犬の散歩の人を多数みかけた。

（ｂ）天王寺公園（大阪市）　調査日：３月19日（写真12）



写真12　てんしば　ドッグラン

天王寺公園の「てんしば」と呼ばれるエリアにペットホテル・トリミングサロン・犬の幼稚園・犬猫用品の販売施設を展開するGRASS DOG & CATが管理運営するドッグランがある。ドッグランは小型犬専用である。トリミングサロンの受付で誓約書を書き、料金を払って利用する。狂犬病予防接種と混合ワクチン接種については、接種済であることが誓約書の項目に含まれているが、証明書の提示は不要である。料金は平日30分600円、60分850円、土日祝日は30分850円、60分1100円である。

男性1人、女性2人と小型犬2頭が利用していたが、ドッグランを退場する人、新しく入場する人と入れ替わりは早かった。

てんしばエリアを犬連れで散歩する人も多数みかけた。

5.4　まとめ

日本の公立公園のドッグランは、公園で犬の散歩をする人とそれ以外の人を分離して、犬の散歩をする人へのクレームを減らすためにつくられたところが多い。管理方法も様々で、東京都立公園のドッグランはすべて、利用者登録とボランティアによる運営をしている。大阪府下の公立公園に設置されているドッグランは、管理者なしのところも多かった。利用規約を書いた金属板がドッグランのフェンスなどに取り付けてあり、公園HPでも確認できるところが多い。

緒方、石井（2023：17）によれば、「ドッグラン利用者マナー向上・維持を図るためには、ルールを曖昧にし、守らない人を見過ごすのではなく、ルールの明確化と徹底した指導を繰り返し行うことであり、その継続が重要と考えられる」とある。

ドッグランの利用者マナー向上には、管理者がいることが必要である。

6．結論

大阪府に居住する犬や猫の飼育者への調査結果より、避難所への同行避難を自身の避難方法のひとつと考えている人でも、犬や猫のワクチン接種などの健康管理、しつけなどの適正飼養が不十分であることを示した。そのうえで、適正飼養をすると、犬や猫を飼育するライフスタイル、特に犬と暮らすことをより快適に楽しくできることをアピールすることの可能性について、ペットホテル・ペットシッターの利用と公立公園のドッグラン利用について検討した。

しつけのサポートをする犬のしつけ教室数は約10年前より増加しているが、値上がりしていることが明らかになった。自分でしつけをする場合は、有料・無料合わせてインターネット上で入手できる情報が色々あり、情報へのアクセスは良くなっている。しつけのレベルを確認する検定試験もあるが、現在受験者は少ない。検定試験に合格することが犬の飼育者一般の目標になるような方法を考えることも検討の余地がある。

犬のしつけができていれば、ペットホテル・ペットシッターを利用して、飼育者が旅行することは容易である。また、ドッグランの利用なども含め犬と一緒に外出して楽しむことが容易になる。しかし大阪府下を見る限り、無料であるいは安価で利用できる管理の行き届いたドッグランの数は限られる。

謝辞

本研究は2023年度　龍谷大学社会科学研究所の助成を受けて実施した。第3章に示したオンラインアンケート調査は公益社団法人日本愛玩動物協会の2021年度の研究助成を受けて実施した調査の一部である。

参考文献

青木憲雄　監修（1998）『猫のしつけと遊び』主婦の友社

青沼洋子　監修（2013）『猫の飼い方・しつけ方』成美堂出版

飯塚明子，近藤信也（2020）「災害時の被災ペット対応における日米比較　―仙台市とカリフォルニア州ベンチュラ郡の事例考察―」地域安全学会東日本大震災特別論文集，NO.9，pp.9-14

いぬスタ（2024）「犬のしつけ教室・犬の幼稚園一覧（大阪府）」いぬスタHP　https://inustar.jp/prefResult?pref=%E5%A4%A7%E9%98%AA%E5%BA%9C&page=1（最終閲覧日：2024年3月1日）

イヌバーシティ（2024）「しほ先生のイヌバーシティ

Inuversity」オンライン講座　イヌバーシティ HP https://inuversity.com/info.html（最終閲覧日：2024年３月１日）
一般社団法人九州動物福祉協会（2023）「九州災害時動物救援センター」一般社団法人九州動物福祉協会 HP　https://kaws.jp/kdarc/（最終閲覧日：2024年３月10日）
一般社団法人ペットフード協会（2023）「令和５年全国犬猫飼育実態調査」一般社団法人ペットフード協会 HP　https://petfood.or.jp/data/chart2023/index.html（最終閲覧日：2024年３月10日）
一般社団法人　優良家庭犬普及協会（2024）「グッドシチズンテスト（Good Citizen Test）とは？」一般社団法人優良家庭犬普及協会 HP　https://www.cgcjp.net/gct/（最終閲覧日：2024年３月10日）
植木修（2007）「都立公園のドッグランについて　―マナーを守った適正な利用に向けて―」都市公園 No.179巻，pp.86-88
遠藤淳子，渋谷巧（2003）「ペット共生型住宅に関する研究　その２.」UR 調査研究期報　No.136，pp.96-108
大阪市（2023）「市内に無料のドッグランをつくってほしい」大阪市 HP　https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000596945.html（最終閲覧日：2024年２月10日）
大阪府（2023）「大阪府動物愛護管理センター　泉佐野支所 「犬の飼い方教室」」大阪府 HP　https://www.pref.osaka.lg.jp/doaicenter/doaicenter/sano_kaikata2023.html（最終閲覧日：2024年３月１日）
大阪府（2024）「ドッグランについて」大阪府 HP https://www.pref.osaka.lg.jp/koen2/osaka_dogrun/index.html（最終閲覧日：2024年２月15日）
緒方京一，石井裕子（2023）「ドッグラン運営の優良事例から見る課題解決策について」公園管理研究 Vol.16，pp.7-18
小国彩（2002）「国営武蔵丘陵森林公園のドッグラン」都市公園　No.159，pp.78-82
梶原はづき（2019）『災害とコンパニオンアニマルの社会学』第三書館
加藤謙介（2013）「災害時におけるペット救援」に関する予備的考察―先行研究の外観および新聞記事の量的分析より―」九州保健福祉大学研究紀要14，2013，pp.1-11
加藤謙介（2017）「平成28年熊本地震における「ペット同行避難」に関する予備的考察　―益城町総合運動公園避難所の事例より―」九州保健福祉大学研究紀要，18，pp.33-44
加藤謙介（2018）「平成28年熊本地震と「人とペットの減災」:「包摂／排除」の視点から」21世紀ひょうご第24号，2018，pp.40-51
狩野誠（2024）「愛の家庭犬しつけ法」http://www.dogoflove.com/（最終閲覧日：2024年３月15日）
河村颯，郡山尚紀（2020）「イヌの飼い主を対象としたパピークラスに関する調査」Veternary Nursing Vol.25，No.2，pp.15-21
環境省（2013）『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』環境省
環境省（2015）『備えよう！いつも一緒にいたいから』環境省
環境省（2018a）『熊本地震における被災動物対応記録集　平成30年４月更新』環境省
環境省（2018b）『人とペットの災害対策ガイドライン』環境省
環境省（2018c）『災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン＜一般飼い主編＞』環境省
環境省（2021）環境省『人とペットの災害対策ガイドライン　災害への備えチェックリスト』環境省
熊野町（2021）『安心できるまちをみんなでつくる』熊野町
熊本市（2022）『熊本市地域防災計画　令和５年度（2023年度）版　風水害編』熊本市
公益社団法人　日本愛玩動物協会（2024）「ペットオーナー検定」公益社団法人日本愛玩動物協会 HP https://www.petken.org/（最終閲覧日：2024年３月１日）
公益社団法人　動物福祉協会・日本獣医生命科学大学（2020）「台風19号に伴うペット同行避難に関する調査」公益社団法人動物福祉協会 HP　https://www.jaws.or.jp/2020/04/28/（最終閲覧日：2024年３月１日）
公益社団法人東京都公園協会（2023）「2024年度からのドッグラン利用・登録方法の変更について」公益社団法人東京都公園協会 HP　https://www.tokyo-park.or.jp/park/koganei/news/2023/53745.html（最終閲覧日：2024年３月１日）
公益社団法人　日本動物病院協会（2024）「家庭犬マナーチャレンジ」公益社団法人日本動物福祉協会 HP　https://www.jaha.or.jp/owners/manner/（最終閲覧日：2024年３月１日）
作佐部紀子（2008）『かわいい猫の飼い方・しつけ方』ナツメ社
柴内裕子　監修　柴内晶子，森田治子著（2000）『新しい犬のしつけ方』高橋書店
東海林克彦（2015）「ペット・ツーリズムの適正推進方策に関する考察」観光学研究，第14号，pp.39-49
しろくまペットシッターズ（2024）「よくある質問」しろくまペットシッターズ HP　https://www.petsitters.jp/question.html（最終閲覧日：2024年３月１日）

壽崎かすみ（2018）「市街地での家庭犬の飼育に関わる近隣トラブルを回避するための課題に関する基礎的研究　―イギリスとの比較・検討から―」地域学研究　第四十八巻　第二号，pp.173-185
壽崎かすみ（2021）「避難所でのペットの受入れに関する基礎的研究―広島県・岡山県・大阪府下の市町を中心とするケーススタディ」日本地域学会第58回（2021年）年次大会学術発表論文集，日本地域学会HP　http://jsrsai.jp/Annual_Meeting/PROG_58/proceedings2021.pdf（最終閲覧日：2024年３月10日）
壽崎かすみ（2022）「災害時の人とペットの避難を確実にするための社会の体制づくり」社会科学年報，第52号，pp.73-86
壽崎かすみ（2023a）「犬猫飼育者の安全な同行避難の実現に関する研究　―広島県と大阪府でのケーススタディ」日本地域学会第60回（2023年）年次大会学術発表論文集　日本地域学会HP　http://jsrsai.jp/Annual_Meeting/PROG_60/ResumeA/A06-1.pdf（最終閲覧　2024年３月10日）
壽崎かすみ（2023b）「指定避難所での同行避難者受入れ円滑化に向けて　―大阪・兵庫の犬や猫を飼育しない住民への調査結果から」地域安全学会論文集No.43，pp.265-274
総社市（2020）『総社市　避難所開設・運営マニュアル　令和２年８月』総社市
高﨑計哉　監修（2003）『アパート・マンションでの猫の飼い方育て方』主婦と生活社
田丸勇祐（2012）「東日本大震災におけるペット救援活動とその課題」コミュニティ心理学研究　第15巻２号，pp.66-73
東京都（2021）『東京都動物愛護管理推進計画　ハルスプラン　令和３年３月改定』東京都
東京都（2023）「都立公園Ｑ＆Ａ」https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/kouenannai/qanda.html（最終閲覧：2024年３月１日）
徳田剛（2016）「激甚災害被災地区におけるペット飼育者支援に関する考察―宮城県仙台市での取り組み事例から―」聖カタリナ大学　人間文化研究所紀要第21号，pp.33-49
トリム・トリム（2024）「大阪府のペットホテル一覧」トリム・トリムHP　https://trimtrim.jp/hotels?prefecture_id%5B0%5D=27（最終閲覧日：2024年３月１日）
新潟市（2024）「ペット“同伴”可能な避難所について」新潟市報道資料　令和６年１月15日　新潟市HP　https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/hodo.files/240115_1500_pet.pdf（最終閲覧日：2024年３月10日）
西川文二（2018）『イヌのしつけ革命～科学的に確立されたイヌの問題行動を改善する方法　DVD』木部泰明　監督（株）トレンドアクア
日本ペットシッターサービス（2024）「よくあるご質問」日本ペットシッターサービスHP　https://www.pet-ss.com/contents/category/faq/（最終閲覧日：2024年３月１日）
平井潤子（2017）「動物医療支援学　第９回　熊本地震発生時からの活動と状況および災害救援活動の視点」Journal of modern veterinary medicine，Vol.26 No167，pp.107-117
兵頭ゆき（1995）『ニューヨークの犬たち』ワニブックス
藤井聡（2024）『藤井聡の犬のしつけ講座　オンライン版』https://dogfujii.com/
認定NPO法人日本レスキュー協会（2024）「しつけ教室」https://www.japan-rescue.com/（最終閲覧日：2024年３月１日）
マンティンソン，ピッパ著　小玉博明訳（2015）『リードなしでも犬の散歩ができますか？』一灯舎
三宅哲也（2008）「西日本高速道路（株）中国支社管内ドッグランの取組ならびに鹿野SA（サービスエリア）の利用状況について」道路と自然　35（4），pp.40-43
武蔵丘陵森林公園（2024）「ドッグラン」https://www.shinrinkoen.jp/?p=we-page-single-entry&spot=459996（最終閲覧：2024年３月１日）
森田誠（2024）『森田誠の愛犬と豊かに暮らすためのしつけ法DVD』わんわんスタジオ　ドッグトレーニングロード森田誠HP　https://www.wanwansos.com/（最終閲覧日：2024年３月１日）
山ノ上ゆき子，中島定彦（2014）「わが国における「犬のしつけ教室」の現状　―ウェブサイトの内容分析―」ヒトと動物の関係学会誌，Vol.38，pp.50-58
読売新聞（2024）「愛犬と散歩中に地震発生、今は避難所の「アイドル犬」...気を使う飼い主は寒い通路で一緒に寝泊まり」読売新聞オンライン　2024年１月12日　https://www.yomiuri.co.jp/national/20240112-OYT1T50083/（最終閲覧日：2024年３月10日）
吉田大祐（2022）「愛犬をペットホテルに預けるときの基礎知識！　初めて利用する前に、知っておくべきことや選び方のポイント・注意点とは？」いぬのきもちWEB MAGAZINE　https://dog.benesse.ne.jp/withdog/content/?id=143635（最終閲覧日：2024年３月１日）
Chernick Paige（2023）A Guide to New York City's Dog Parks　https://prideandgroom.com/blogs/news/a-guide-to-new-york-city-s-dog-parks（最終閲覧日：2024年３月１日）
Comfy（2024）「わんちゃんの幼稚園ってどんなとこ

ろ？」https://puppy-comfy.com/#flow（最終閲覧日：2024年3月1日）
Dogs Come home（2024）「ドッグホテル（お泊り・お預かり）」https://dogscomehome.com/hotel.html（最終閲覧日：2024年3月1日）
DOF FUL（2024）「DOG RUN」https://dog-ful.com/（最終閲覧日：2024年3月1日）
DOG HAIR STUDIO KEN（2024）「ペットホテル」https://doghairstudioken.jp（最終閲覧日：2024年3月1日）
EPARK ペットライフ（2024）「しつけ教室」https://petlife.asia/training/（最終閲覧日：2024年3月1日）
LLB(Hons) Thorpe Laceyn（2009）A Dog Owner's Guide in England and Wales, Amazon.co.uk, Ltd.
NEXCO（2024）ドライバーズサイト「ドッグラン」https://sapa.c-nexco.co.jp/guide/dogrun（最終閲覧日：2024年3月1日）
Pee-Ka-Boo（2024）「保育プランについて」https://www.pee-ka-boo.net/（最終閲覧日：2024年3月1日）
WONWON 会員制わんわん（2024）「ペットホテルお預かり規約」https://wonwon.info/hotel/rule/（最終閲覧日：2024年3月1日）